

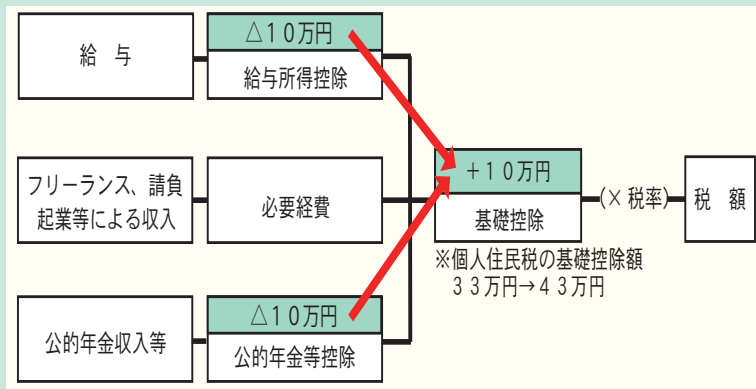
(3) **[English]** The website of Ome City Government is also available in: English, Mandarin, Cantonese, Korean, Spanish and German.
[Español] La página web del Ayuntamiento de Ome está disponible también en: inglés, mandarín, chino cantones, coreano, español y alemán.

平成30年度税制改正

個人市民税に関すること

さまざまな形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替える等の対応が平成33年度から行われます。(図1)

図1 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除へ振り替え



給与所得控除・公的年金等控除の引き下げとともに、基礎控除が同額引き上げとなります。
 給与所得・公的年金収入等が両方ある場合は、控除の引き下げは10万円となります。
 ●給与所得控除の見直し
 ▽給与所得控除の上限が適用される給与

表1 改正後の基礎控除額

合計所得金額の区分	控除額
2,400万円以下 (給与収入2,595万円以下)	43万円
2,400万円超～2,450万円以下 (給与収入2,595万円超～2,645万円以下)	29万円
2,450万円超～2,500万円以下 (給与収入2,645万円超～2,695万円以下)	15万円
2,500万円超 (給与収入2,695万円超)	適用なし

表2 均等割および所得割の非課税限度額

現行		改正後	
均等割	所得金額 ≤ 35万円 × 世帯人員数 + 21万円	均等割	所得金額 ≤ 35万円 × 世帯人員数 + 21万円 + 10万円
所得割	所得金額 ≤ 35万円 × 世帯人員数 + 32万円	所得割	所得金額 ≤ 35万円 × 世帯人員数 + 32万円 + 10万円

表3 再生可能エネルギー発電設備 (償却資産) に係る課税標準の特例率の見直し

旧		新	
発電設備の種類	特例率	発電設備の種類	特例率
太陽光	2/3	太陽光 1,000kw 未満	2/3
		太陽光 1,000kw 以上	3/4
風力	2/3	風力 20kw 以上	2/3
		風力 20kw 未満	3/4
水力	1/2	水力 5,000kw 以上	2/3
		水力 5,000kw 未満	1/2
地熱	1/2	地熱 1,000kw 未満	2/3
		地熱 1,000kw 以上	1/2
バイオマス	1/2	バイオマス 1万kw 以上2万kw 未満	2/3
		バイオマス 1万kw 未満	1/2

表4 生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る特例の新設

対象者	資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者 (大企業の子会社を除く)
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する次の設備 減価償却資産の種類 (最低取得価格/販売開始時期) ▷機械装置 (160万円以上/10年以内) ▷測定工具および検査工具 (30万円以上/5年以内) ▷器具備品 (30万円以上/6年以内) ▷建物附属設備 (60万円以上/14年以内) ※家屋と一体となって効用を果たすものを除く
その他の要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること、中古資産でないこと

表5 紙巻きたばこの税率改正 ※1千本につき

適用期間	改正前税率	改正後税率
30年10月1日～32年9月30日	5,262円	5,692円
32年10月1日～33年9月30日	5,692円	6,122円
33年10月1日以降	6,122円	6,552円

表6 旧3級品の紙巻きたばこ (わかば、しんせい等) に係る経過措置の見直し ※1千本につき

適用期間	改正前税率	改正後税率
30年4月1日～31年9月30日	3,355円	4,000円
31年10月1日～32年9月30日	4,000円	5,692円
32年10月1日～33年9月30日	5,692円	6,122円
33年10月1日以降	6,122円	6,552円

収入は1千万円から850万円に引き下げられます。
 ▽給与所得控除の上限額は220万円から195万円に引き下げられます。
 ※基礎控除への振り替え分に加え、給与所得控除の上限額をさらに15万円引き下げます。
 ▽子育てや介護を行っている者 (22歳以下の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者) の負担増が生じないように措置が講じられます。
 ●公的年金等控除の見直し
 ▽公的年金等収入が1千万円超の場合、公的年金等控除額に上限が設定されます。
 ※控除の上限額は195万5千円 (基礎控除への振り替え分を含む)
 ▽公的年金等収入以外の所得金額が1千万円超の場合、公的年金等控除額が引き下げられます。
 ※他の所得が1千万円超 : Δ10万円、2千万円超 : Δ20万円
 ●基礎控除の見直し
 基礎控除額について、合計所得金額2,400万円超で通減し始め、2,500万円超で消失する仕組みが設けられます。(表1)
 ●非課税措置に関する見直し
 非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦および寡夫の前年の合計所得金額が現行の125万円以下から135万円以下に引き上げられます。(表2)

計所得金額が現行の125万円以下から135万円以下に引き上げられます。(表2)
 ●年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し
 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出は不要となります。
法人市民税に関すること
 ●法人の法人住民税等に係る電子申告の義務化
 資本金の額または出資金の額が1億円超の内国法人等に対し、32年4月1日開始事業年度分から、納税申告書の提出に地方税ポータルシステム (e-TAX) の利用が義務付けられます。
固定資産税に関すること
 ●再生可能エネルギー発電設備 (償却資産) に係る課税標準の特例率の見直し
 30年4月1日～32年3月31日に取得した再生可能発電設備の課税標準の特例率は次のとおりです。(表3)
 ●既存の特例措置の一部改正
 水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場または事業場の汚水または廃液の処理施設に対して課する固定資産税の課税標準の特例率を3分の1から2分の1に改めるとともに、適用の期間を延長し、32年3月31日までとします。33年3月31日まで取得される一定の機械・装置等については、最初の3年間に適用する特例措置となります。(表4)

31日までとします。
 ●生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る特例の新設
 「生産性向上特別措置法」の規定により、市が策定する「導入促進基本計画」に基づき、中小企業が作成する「先端設備等導入計画」に整合が図られている場合に、中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準額に係る特例率を0とします。33年3月31日まで取得される一定の機械・装置等については、最初の3年間に適用する特例措置となります。(表5)
その他の税に関すること
 ●森林環境税 (仮称) の創設 (36年度)
 東日本大震災を教訓として実施する防災施策対応分 (26年度～35年度) 以降に実施されます。
 問い合わせ
 ▽個人市民税・法人市民税・その他の税に関すること : 市民税課 市民係

市では、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づき作成した導入促進基本計画について、関東経済産業局と協議し、このたびの同意を得ました。
 この計画は、市内の中小企業者や小規模事業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るために策定したもので、事業
 者が「先端設備等導入計画」を作成し、市からその計画の認定を受けた場合に、税制支援や金融支援などの支援措置を受けることができます。
 詳しくは、市ホームページをご覧ください。
 問い合わせ 商工観光課 商工労政係

生産性向上特別措置法に基づき 導入促進基本計画を策定しました
 市では、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づき作成した導入促進基本計画について、関東経済産業局と協議し、このたびの同意を得ました。
 この計画は、市内の中小企業者や小規模事業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るために策定したもので、事業
 者が「先端設備等導入計画」を作成し、市からその計画の認定を受けた場合に、税制支援や金融支援などの支援措置を受けることができます。
 詳しくは、市ホームページをご覧ください。
 問い合わせ 商工観光課 商工労政係

